

いじめ防止基本方針

流山市立江戸川台小学校

流山市立江戸川台小学校は、流山市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

1) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものであるため決して許されるものではない。

本校は、いじめは、どこにでもおこりうるものと強く認識し、ここに、児童と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の『3ない宣言』をする。

2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3) いじめの判断について

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。「いじめ」に当たると判断した場合でも、そのすべてのケースが厳しい指導を要する場合だとは限らない。

4) いじめの解消について

少なくとも3ヶ月間、いじめの行為がなくなり、本人が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に確認が取れた場合は解消とする。

2 いじめ防止の取り組み

本校は、『安全安心な生活ができる学校』を学校経営の基本方針に掲げている。また、めざす子ども像は「自分も友達も大切にする子」である。

以上の点を踏まえながら、全校児童が、毎日、元気で楽しい学校生活が送れるよう「いじめゼロ」を目指し、全校あげて組織的に取り組む。

1) 思いやりやふれあいを大切にした人間関係づくり

・あいさつ運動の実施

計画委員会・生活委員会を中心に、朝のあいさつ運動を年間通して実施する。

- ・ 特別活動の時間を重視する。

内容に関しては学年の発達段階や学級の様子によって学年で相談して決めていくこととする。

- ・ たてわり異学年交流活動（にこにこ学級）

児童会・6年生を中心に、たてわり活動による昼休み遊びや全校遊び等の異学年の交流を行う。

2) 道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進

- ・ 体験活動（特別支援学校との交流・ほほえみサロン・保育園やお年寄りとの関わり等）を通して豊かで他者を思いやる心を育てていく。

3) 生徒指導の機能を生かした授業作りの推進

- ・ 基礎・基本となる知識や技能を身につけさせる。
- ・ 学習の見通しを持たせ、学習課題（めあて）を明確につかませる。
- ・ ノート指導や学習規律の徹底など学習環境を整備する。
- ・ 過度な競争意識や勝利至上主義ではなく、お互いに高め合い協力し合う雰囲気づくりに努める。

3 いじめ防止等の対策組織

1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のもと、「いじめは許されるものではない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。

本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために「いじめ防止対策委員会」の組織を設置し、そのチームを中心として教職員全体で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

2) いじめ防止等の対策組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、検討、修正を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動など情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに対する組織的対応の中核となる。

		生徒指導部会	いじめ防止対策委員会 (校長の判断のもと必要に応じたメンバーを構成する。)
学校職員	学校長	○（報告）	○
	教頭	○（報告）	○
	教務主任	○（報告）	○
	生徒指導主任	○	○
	学年主任	報告	○
	各学年生徒指導担当	○	
	養護教諭	○	○
	担任	報告	○（当該学級）
	部活動担当		○（当該部活）
校外	流山市スクールカウンセラー		△（報告）
	流山市スクールソーシャルワーカー		△（報告）

4) 生徒指導部会（毎月）・いじめ防止対策委員会を実施し、児童の情報交換を行う。

問題行動・長欠、いじめの追跡調査等の情報交換を行う。

5) 啓発活動

【児童に対して】道徳科の授業で「いのち」をテーマに授業を展開する。

また、いのちに関わるニュースや日常の問題を取り上げる。

【保護者に対して】授業参観で道徳科の授業を展開する。

資料やリーフレットを配付する

【教職員に対して】職員会議を通して、いじめ防止の観点を共通理解する。

4 いじめの早期発見、早期対応の在り方

1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は、児童等の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、児童等の生活ぶりに注視し、互いに密に連携して早期発見に努める。

【注意する項目】

- ・ 休み時間の過ごし方
- ・ グループ作りの様子
- ・ 下校の様子
- ・ 表情や挨拶の様子 など

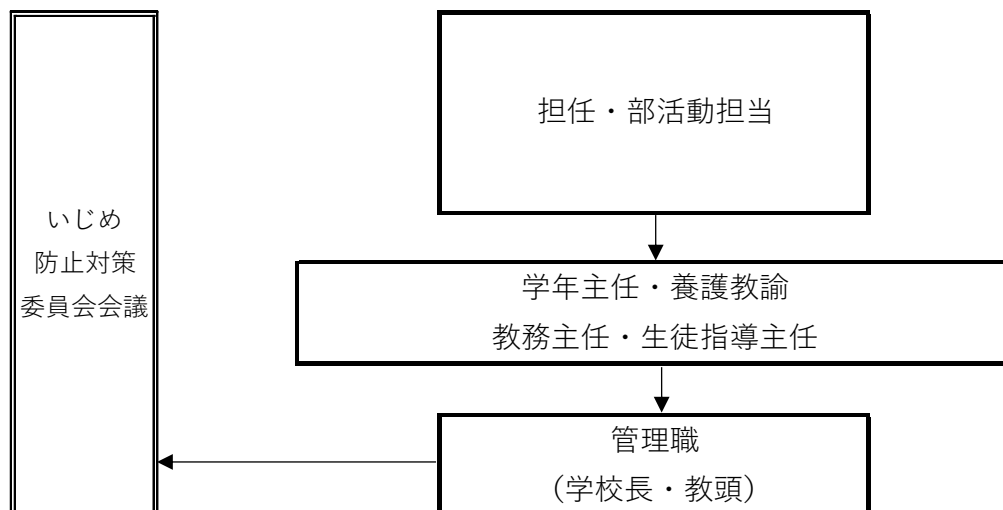
2) いじめ調査を行う。

- ・ 定期調査

「生活アンケート調査」としていじめ調査を行う。

全校で集約し、生徒指導部会で、いじめの実態について詳細に調査し、具体的な改善策をたて、組織的に早期対応をすすめる。継続して指導し、継続案件に関しては、毎月末に追跡調査を行う。アンケート実施前に関しては保護者に周知、報告を行う。また、実施したアンケートは学校で5年間保管し、継続した指導を行っていく。

3) いじめの情報が得られた場合、速やかに学校長まで報告をあげ、対応策を協議し、組織で対応に当たる。いじめ防止対策委員会を設置した事例は記録を残す。（決定した内容、実際に行った対応等）



- ・報告すべき内容【いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どのように・どうした】を明確にして報告する。

4) いじめに対する措置

- ①いじめの情報をつかんだ場合、速やかに事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・周辺の児童等への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。（必ず速やかに関係者双方に連絡をする。）
- ③流山市教育委員会いじめ防止相談対策室に報告し、指導・支援を受ける。（学校から教育委員会への報告は原則としていじめ認知集計シートの入力により行う。）また、関係機関（警察署、児童相談所、医療機関等）との連携を図る。
- ④いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、別教室での個別学習をしたり、空き時間や担任外の職員を配置したりする。このことは、いじめを行った側も同様の対応とする。
- ⑤いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱われる場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童等及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行っていけるようにする。

6) 個人面談（令和6年度は、7・12月実施）

児童の学校での様子や家庭での様子を伝え合い、共通理解を図る。

いじめの早期発見につなげるための対処方法

困り感の把握		悩んでいることがないか、変わった様子がないか聞く。
対処①		子どもからの要望の有無を聞く。
対処②		要望への対処方法を保護者・児童と共に考える。
検証		経過観察。児童のその後の様子はどう変わったか。

7) いじめ相談窓口

○相談窓口

- ・ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・ 千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446
- ・ 子どもの人権110番（千葉法務局内 平日8:30～17:15）
0120-007-110
- ・ 千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900
- ・ ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター内 平日9:00～17:00）
0120-783-497

8) 事実確認・留意点

手順	留意点
・ 個別に聞き取りを行う。 ・ 複数の教員で話を聞く。 ・ 時系列に沿って話を整理する。 ・ 聞き取った内容をすり合わせる	・ 話しやすい環境に配慮する。 ・ 客観的事実を聞き取り、記録に残す。

9) 令和7年度いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：児童・教職員・保護者の活動

	実施計画	学校行事
4月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ・ 職員全体でのいじめ対策についての共通理解 ■いじめ防止基本方針の周知 ○学校生活アンケート（クラス替え対応） ○人間関係づくりを目的とした学級開き ○学級のルールづくり ○学校のいじめ対策の保護者への説明・啓発 ○部活動における人間関係の把握 ○教育相談 ○相談ボックス	始業式 入学式
5月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ○学区調査 ○教育相談 ○異学年交流活動	引き渡し訓練 土曜参観
6月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ○いじめアンケート ○Q-Uの実施・分析 ■校内授業（生徒指導の観点を取り入れた授業）	
7月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ○情報モラル教育 ○いじめ相談窓口の周知 ○個人面談	終業式

8 月	■校内研修（生徒指導に関する内容）	
9 月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ■校内授業（生徒指導の観点を取り入れた授業） ○夏休み明けの児童の変化の把握 ○生活目標：「いのちについて考えよう」	始業式
10 月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ○いじめアンケート ○教育相談 ○異学年交流活動	運動会
11 月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ○教育相談 ○Q－Uの実施・分析 ■校内授業（生徒指導の観点を取り入れた授業）	修学旅行
12 月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ・2学期のいじめ対策の状況確認、3学期の体制準備 ■校内授業（生徒指導の観点を取り入れた授業） ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討 ○いじめ相談窓口の周知 ○個人面談	持久走記録会 終業式
1 月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ■スクールロイヤーと面談 ○学校生活アンケート ○冬休み明けの児童の変化の把握 ○異学年交流活動	始業式
2 月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ・次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し、年間計画策定 ○教育相談 ○児童会によるいじめ防止のための取り組み「友達と仲良く過ごそう」 ○異学年交流活動	6年生を送る会
3 月	■校内いじめ対策会議（生徒指導部会） ・年間のいじめ対策の状況のふりかえり、次年度年間計画の確認 ■学校間・学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ ■江戸小スタンダードの改訂	卒業式 修了式

5 教育相談体制

- ・日常的に児童等との教育相談をすすめる。学校内組織として学年内、生徒指導部会と連携してすすめる。
- ・教育相談箱の設置
職員室前に教育相談箱を設置し、児童等からの相談を受ける。
- ・市、県のスクールカウンセラー等の協力、スクールロイヤーから助言を得る。
- ・学校以外の相談窓口は、学年便りや長期休暇のしおりに記載する。
- ・毎月最終金曜日を教育相談日に設定し、保護者へ周知し来校しやすい環境を作る。
- ・校内相談員（教頭・養護教諭）を児童、保護者に周知する。

6 生徒指導体制について

- ・生徒指導部会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- ・いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての児童等の理解を深めていくこと等について活動を行う。

7 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ・重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係等について報告する。
- ・いじめ重大事態の調査報告書の公表については、流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針に基づき、流山市教育委員会が公表の目的や影響を踏まえて検討する。

8 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

年間の研修計画にいじめに関しての研修を位置づけ、計画、組織的に研修を行う。

9 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

10 その他

学校全体として、いじめ防止に取り組んでいることを全校児童に知らせ、児童等からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。

年度初めに、本方針を学校便りやホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力を得ていく。

なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

(令和7年4月2日 一部改正)